平成２７年（フ）第１３０号
神戸市兵庫区御崎本町２丁目９番19―803号
債務者　中島　茂子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６４号
神戸市須磨区神撫町１丁目３番５号　101
債務者　橋口　敦子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７０号
神戸市兵庫区西出町２丁目３番23―302号
債務者　寺岡　康雄
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５号
兵庫県西宮市津門住江町１番16号、前住所兵庫県西宮市今津真砂町１番13―110号
債務者　石本　博江
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５６号
広島市安佐南区古市３丁目９番８号
債務者　江村　裕治
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８３号
広島市中区土橋町４番19―203号
債務者　新田　智信（旧姓安畑）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１０号
広島県東広島市黒瀬町南方1631番地　ハイデヒルズ黒瀬102号
債務者　中川　健二
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４号
広島市安佐北区可部９丁目25番11号
債務者　小川　洋美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７号
岩手県遠野市穀町２番３号　白岩貸家１号、前住所岩手県遠野市六日町４番26号
債務者　綾織　和美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３号
宮城県加美郡加美町字原反目北40番地63
債務者　金　　京淑
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
福島市鎌田字下釜２番地の１
債務者　齋藤　睦子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１４号
福島市瀬上町字行人堂28番地の１　エステート佐川７号、従前の住所福島市丸子字上川原２番地の37
債務者　三浦　高広
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１６号
金沢市黒田１丁目296番地４
債務者　菅沼　啓子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
石川県羽咋郡志賀町百浦メの74番地２
債務者　長田つよ子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２１号
長野県北安曇郡松川村917番地７
債務者　中西　　学
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５８号
長野県松本市大字内田545番地８　コーポ中島Ｃ－２
債務者　御子柴永二
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５９号
長野県松本市大字内田545番地８　コーポ中島Ｃ－２
債務者　御子柴純子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
長野地方裁判所松本支部